2021年５月19日

各　　位

会 社 名　株式会社ＡＯＫＩホールディングス
代表者名　代表取締役社長　青　木　彰　宏
（コード番号 8214　東証第一部）
問合せ先　取締役副社長　田 村 春 生
（TEL 045-941-1388）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年６月23日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）今後の事業展開に備え、現行定款第２条（目的）に定める事業目的の追加を行うものです。

（２）取締役及び監査役として有用な人材を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任免除に関する規定を新設するものです。

なお、変更案第31条につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む株式会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	（目　的） 第２条　　　（現行どおり）
(1) ～ (10)　　（条文省略）	(1) ～ (10)　　（現行どおり）
（新　設）	(11) ｅコマース、ＥＣフルフィルメント及びその他の電子商取引に関する業務
（新　設）	(12) デジタルマーケティング、インターネット広告、ソーシャルメディア及びＷＥＢサイト構築・運用並びにその他の広告宣伝に関する業務
（新　設）	(13) インターネットを利用した情報処理サービス・広告調査等のリサーチ業及びコンタクトセンターの運用並びに管理に関する業務
(11)～(14)　　（条文省略）	(14)～(17)　　（現行どおり）
（新　設）	(18) シェアオフィス、レンタルスペースの運営及び管理に関する業務
(15)～(28)　　（条文省略）	(19)～(32)　　（現行どおり）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（新　設）	（取締役の責任免除） 第31条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第31条～第40条　（条文省略）	第32条～第41条（現行どおり）
（新　設）	（監査役の責任免除） 第42条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第41条～第48条　（条文省略）	第43条～第50条（現行どおり）

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　2021年６月23日（水曜日）（予定）

定款変更の効力発生日　2021年６月23日（水曜日）（予定）

以　上